



回覧しましょう (have(持つ)から be(在る)へ) 令和4年(2022)12.1 師走 (NO.350)



ペルダ通信



メール・アドレス hi-perda@shine.tnc.ne.jp URL <http://www.hi-perda.com>

“気づきが自分を変えていく” 傾聴訓練研修・メンタルヘルス研修 お請けします！”

社会保険労務士法人ペルダ・コンサルティング：労働保険事務組合静岡経済協会：静岡県中小企業家同友会会員

会社のメンタルヘルスは 社員の気持ちを よく聴き 話せば 社員も職場も 生き生き



※「人柄とやる気と能力」で雇用を！ ※なくそう望まない受動喫煙！ 最低賃金 944 円（静岡県）

師走（しわす）、皆忙しく師匠も趨走するので師趨から。（静岡県民手帳）

コロナウイルス感染症はなかなか終息が見えず、物価高騰や円安の影響などで、企業物価指数は上昇、利益を圧迫しています。来る年に向け、伸ばしいくところ、改善点をあげ整理し、生産性を向上し利益率を上げていく方策を考えていかなければならない。心身を大事にし、健康を保つことがたいせつ、今月を有意義に過ごそう。自分に言い聞かせている。



< 年末年始休暇のお知らせ >

以下の通り、年末年始休暇とさせていただきます。

令和4年12月29日（木）～令和5年1月5日（木）

令和5年1月6日（金）より営業いたします。

✓ 「電子たばこ」と「加熱式たばこ」の違い 知っていますか？（厚生労働省）

➡電子たばこは、専用カートリッジ内の液体を加熱して煙霧を発生させ、それを吸入するたばこです。現在、米国では、電子たばこによるものと疑われる肺疾患等の健康被害症例（呼吸困難、息切れ、胸痛などの呼吸器症状や嘔吐、下痢などの消化器症状、発熱や疲労などの症状がある場合も報告されています。厚生労働省は、電子たばこの使用と疾病・死亡のリスクとの関連については現時点では明らかではないが、上記海外の状況を踏まえると、健障害を起こすおそれが否定できないとしている。

➡加熱式たばこは、専用の道具を使って、たばこの葉やその加工品を電気で加熱し、発生する煙（エアロゾル）を喫煙するものです。加熱式たばこは、喫煙者の20%以上が使用している。中でも、若い喫煙者では加熱式たばこを使用する人が多く、20～30代では男性約40%、女性約50%に達しています。加熱式たばこの煙には、ニコチンや発がん性物質などの有害な物質が含まれています。販売されてから間がなく、研究が十分に行われていないため、現段階では、健康への長期的影響について予測することは難しい状況であり、健康被害が少ないと宣伝することに対しては、科学的な観点で専門家から疑問の声が強くなっています。

✓ 8050問題（9060問題へ）（出典：沖縄県ひきこもり専門支援センター）

ひきこもりは、若者特有の社会問題と言われていた。昨今では、ひきこもり問題は改善されないまま放置され、高齢となった親の元でひきこもり生活を続ける40～59歳の中高年層が増加している。現在では、親と子ども双方が高齢化した状態がひきこもりの新たな社会問題となり、80代の親が中高年代の50代の子どもの生活を支える状況が「8050（はちまるごーまる）」問題です。高齢の親の主な収入は年金、足りない分は貯金を切り崩して生活費に充てることが多い。引きこもりを続ける中高年には、ほとんど収入はなく生活のほとんどを親に依存している状態。この延長線上にあるのが「9060問題」です。これは、親の介護が必要になったり、死亡して収入源がなくなったり、親の介護もせず、放置し衰弱死させる例も。又、死亡後も、親の年金を不正受給するケースもある。今後の大きな問題です。



✓飲食店店長/管理監督者性を否定/東京地裁（令和4.9.6判決）

飲食店店長の労働者が残業代の不払いを不服として訴えた裁判で東京地裁（布施雄士裁判長）は労働者の管理監督者性を否定し、レストラン運営会社に計980万円の支払いを命じた。店長の月給は30万円、勤務時間は不規則かつ長時間に及んでおり、一般的な飲食店従業員の月給25万円と比べ高額ではないと指摘し、管理監督者に相応しい待遇とは到底いえないとして、不払い残業代に加え、

付加金の請求も認めた。労働者は平成28年10月に東京都内でレストランを運営する(株)ALLBLUEZ（東京都渋谷区：佐々木笙太代表取締役）に調理師として入社、平成30年4月から店長として店舗運営に携わり、店長としての賃金は月額30万円、勤務は長時間かつ深夜におよぶこともあったが、同社は管理監督者に当たるとして、時間外・深夜の割増賃金を支払っていなかった。

✓消費税のインボイス制度が令和5年10月1日から始まります！

（TKC電子取引・インボイスワークブックより）

※インボイス制度（適格請求書等保存方式）が令和5年10月から開始されます。

適格請求書とは、「売り手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいい、請求書や納品書、領収書、レシート等、書類の名称は問いません。課税事業者が仕入税額控除を行う際に、この適格請求書の保存が求められます。「適格請求書」を交付できるのは適格請求書発行事業者に限られます。適格請求書発行事業者になるためには、税務署長に「登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。登録申請は、原則、令和5年3月31日まで（但し、困難な事情がある場合には、令和5年9月30日まで）に登録申請書を提出する必要があります。インボイス制度が始まると、適格請求書発行事業者以外の者（以下、免税事業者等）からの仕入れに関しては仕入税額控除の適用が認められなくなります、ただし、経過措置として、令和11年9月末日までは、以下のような計算方法で一定割合の控除対象額を控除することができます。

期 間	控除対象額
令和5年10月1日～令和8年9月30日	仕入税額相当額×80%
令和8年10月1日～令和11年9月30日	仕入税額相当額×50%
令和11年10月1日～	仕入税額控除不可

「遠き慮（おもんばか）り無ければ 必ず近き憂い有り」

もし眼前の安さになって、先々のことや、縁遠く思えるようなことまでもよく考えておかないと、必ず足もとから心配なことが起こる。（「論語のこよみ」：会津藩校日新館）

☆2ヶ月以内雇用でも、契約更新があれば、最初から社会保険加入が義務です！

☆静岡県の最低賃金は、時間額「944円」（令和4年10月5日より）です！

☆歯科健康診断結果報告の提出が必要になります（令和4年10月1日以降の分から）

☆パート・アルバイト社会保険加入義務化：101人以上、51人以上（令和4年10月より段階的）

☆傷病手当金の支給期間、正味1年6ヶ月！☆60時間超の残業：割増率5割以上！（令和5年4月1日）

☆高額療養費 高くなるとしたら「限度額申請」の利用を！

☆車到山前必有路（くるま さんぜんに いたりて かならず みちあり）（進めば 必ず 道開く）

11月1日現在：静岡県人口3,580,442人（前月比1,752人減）：内訳：自然動態2,195人減（出生1,851人・死亡4,046人）、社会動態443人減（転入10,685人・転出10,242人）：世帯数1,505,157世帯（前月比472世帯増）：静岡市人口683,069人（前月比人289減）：世帯数316,305（前月比24世帯増）

